

三総管第 197 号

令和 8 年 5 月 18 日

三豊市議会

議長 石井 勢三 様

三豊市長 山下 昭史



市議会議員の品位と名誉を損なうおそれのある行為について（申入れ）

平素より、市政運営に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、執行部において機関決定を行い、公共施設再配置特別委員会のご理解をいただき進めていた土地売却に関し、高木修議員による一連の言動及び行為について、市政運営上、看過できない懸念を抱いております。

特に、当該議員が議会外の第三者を交えながら、公共施設再配置特別委員会で確認された方向性に対し異議を唱えていることは、結果として議会運営及び事業執行に影響を及ぼすおそれがあり、議会の秩序及び信頼を損なうことが懸念されます。

つきましては、本件事案の事実関係を十分にご確認いただくとともに、議員倫理の保持及び再発防止の観点から、適切な対応を講じていただきますよう申し入れます。

## 【議長申入れ補足資料】

高瀬公民館等跡地売却に係る経緯について

### 1 入札の実施について

高瀬公民館等跡地売却については、令和8年5月7日に一般競争入札を実施した。入札は適正に執行され、金融機関が1億5,200万円で落札者として決定した。

### 2 金融機関からの相談について

入札終了後、金融機関から、市に対し文書に関する相談があった。翌5月8日、当該文書の写しの提供を受け内容を確認したところ、差出人はB氏、宛先は金融機関  
金融機関 理事長であり、入札当日の朝に速達郵便で届いたものであった。文書には、陳情書提出及び住民監査請求が棄却された経緯等が記載されており、末尾には「入札には応札されないこと、もしくは売買契約について留保されることを強くお勧めいたします。」との記載があった。

金融機関からは、B氏の役職名義の文書であったことから、今後の事業実施に際し、外部から何らかの影響を受ける可能性について不安が示された。

### 3 市の対応について

市は当該相談を受け、5月8日に弁護士相談を行うとともに、三豊警察署へ事案相談を行った。その結果、当該文書のみをもって、直ちに強要罪や入札妨害等に該当するとの判断には至らないとの見解であった。

### 4 5月12日の面談について

5月12日、金融機関理事長ほか2名と、B氏及びCが面談した。  
金融機関側の説明によれば、この場において、B氏及びCから当該文書に関する謝罪があったとのことである。  
また、金融機関Dからの聞き取りによれば、B氏から以下の説明があったとのことである。

- ・当該文書は高木議員が作成したものであり、署名を依頼されたこと
- ・高木議員から送付先は金融機関のみと聞いていたこと
- ・住民訴訟については、そもそもその意思はなかったが、高木議員から訴訟費用負担や移動支援等の申し出があったこと
- ・高木議員から弁護士相談に同行するよう依頼されたが、断ったこと

### 5 高木議員その他の動き

- ・令和8年3月30日 請求者B氏の住民監査請求を高木議員が監査委員事務局に提出。監査の結果：棄却
- ・令和8年4月28日 情報公開請求 令和5年度から令和7年度の公有財産管理審査会議事録の公開請求。5月13日交付決定。